

入札説明書

大阪府警察学校整備等事業に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（添付資料を含む。以下「本入札説明書」という。）によるものとする。

本入札説明書は、平成21年4月6日に公表した「大阪府警察学校整備等事業 実施方針」（添付資料を含む。以下「実施方針」という。）並びに実施方針に対する質問又は意見等及び回答（以下「実施方針等」という。）を反映したものである。なお、本入札説明書と実施方針等に相違がある場合は、本入札説明書の規定内容が優先するものとする。

本入札説明書に記載がない事項については、本入札説明書に対する質問・回答によるので、入札参加希望者は、これらを踏まえ、入札等に必要な手続きを行うこと。

1. 公告日

平成21年7月15日（水）

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平
大阪府大阪市中央区大手前1-5-44

支出負担行為担当官 大阪府警察会計担当官 植松 信一
大阪府大阪市中央区大手前3-1-11

契約担当官 近畿地方整備局長 上総 周平
大阪府大阪市中央区大手前1-5-44

本件に関する入札等の一切の手続きについては、上記の者を代表して、支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平が行う。

3. 事業概要

(1) 事業名

大阪府警察学校整備等事業

(2) 対象施設

整備対象施設

新設する大阪府警察学校（本館、講堂、生徒寮A・B、厚生棟、道場・体育館、射撃場、模擬交番、犯罪模擬家屋、屋外便所、資材倉庫、弾薬庫、車庫A・B、記念館、自転車置場、渡り廊下、ごみ庫、外構工事等新築施設）（以下「本施設」という。）

解体撤去対象施設

既存の大阪府警察学校（交野校 及び 射撃場）（以下「既存施設」という。）

(3) 事業場所

大阪府泉南郡田尻町りんくうポート南1番1外

〔 新設場所：大阪府泉南郡田尻町りんくうポート南1番1
解体場所：大阪府交野市東倉治四丁目7番1号及び二丁目18番3号 〕

(4) 事業内容

大阪府警察学校整備等事業（以下「本事業」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第6条に基づき選定された事業として、開札の結果、落札者とされた者が、本事業を遂行することを目的とする特別目的会社（以下「事業者」という。）を設立し、当該事業者が、落札者とされた者の提案に基づき、いわゆるBTO(Build-Transfer-Operate)方式により、本施設の整備（既存施設の解体撤去を含む。）を行い、その維持管理及び運営に関する業務を行う。

次に主な業務を示すが、より詳細な業務内容については、「大阪府警察学校整備等事業 事業

契約書(案)」「(以下「事業契約書(案)」という。)(資料)及び「大阪府警察学校整備等事業業務要求水準書」(以下「業務要求水準書」という。)(資料)を参照すること。

大阪府警察学校の設計、建設及び工事監理、維持管理並びに運営に関する業務の概要は、次のとおりである。

設計業務、建設業務及び工事監理業務(以下「施設整備業務」という。)

本施設の整備事業に係る次の業務(既存施設の解体撤去に係るものを含む。)

ア 設計業務(本事業に係る工事の設計並びに必要な一切の調査、申請及び届出等の手続行為等)(以下「設計業務」という。)

イ 建設業務(本事業に係る工事及び電波障害対策工事並びに必要な一切の調査、申請及び届出等の手続行為等)(以下「建設業務」という。)

ウ 工事監理業務(本事業に係る工事の監理)(以下「工事監理業務」という。)

維持管理業務

完成・引渡し後の本施設のうち国が施設費を負担する施設(以下「国費施設」という。)の性能を維持するための次の業務(以下「維持管理業務」という。)

ア 点検保守業務(建築物・建築設備・植栽・環境測定)

イ 運転監視業務

ウ その他付随業務(統括管理業務、危機管理業務、国への協力業務等)

運營業務

完成・引渡し後の本施設を運営するための次の業務(以下「運營業務」という。)

ア 食堂運營業務

イ 売店運營業務

ウ リネンサービス業務

エ 自動販売機運營業務

(5) 提供される業務要求水準

業務要求水準書によるものとする。

(6) 事業期間等

P F I 事業期間

事業契約締結日から平成37年3月31日まで

今後のスケジュールは次のとおりである。

平成21年7月15日	入札公告
平成21年7月15日	入札価格の基準金利設定日
平成21年7月15日～	本入札説明書の交付
平成21年7月16日～平成21年7月30日	本入札説明書に関する質問受付期間
平成21年7月16日～平成21年8月19日	第一次審査資料の受付期間
平成21年9月11日	第一次審査結果の通知
平成21年9月11日～平成21年9月25日	競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明の受付期間
平成21年9月11日	本入札説明書に関する質問回答公表
	入札参加希望者が審査資料作成に当たって早期に了知する必要があると判断される質問に関しては、回答期限以前に回答を公表する。
平成21年10月9日	競争参加資格がないと認められた者に対する理由の回答
平成21年10月21日	入札書及び第二次審査資料の提出
平成21年11月	第二次審査資料のヒアリング
平成21年12月11日	開札及び落札者の決定
	開札の結果、再度入札となった場合は以後の日程が変わることがある。
平成21年12月頃	落札者との基本協定の締結
平成22年3月頃	事業者との事業契約の締結

平成25年 2月28日
平成25年 9月30日
平成37年 3月31日

本施設の引渡し期限日
既存施設の解体撤去完了期限日
P F I 事業終了

4. 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加者は、3.(4)、及び に掲げる業務を実施することを予定する複数の企業によって構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)であること。

また、入札参加希望者は、応募グループを構成する企業が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにし、応募グループを構成する企業の中から代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うものとする。

代表企業及び代表企業以外に応募グループを構成する企業は、事業者に出資を行うこと。ただし、代表企業は必ず事業者に出資を行うものとするが、応募グループを構成する全ての企業が事業者に出資を行う必要はないものとする。

また、事業者の株主は次のアからウの要件を満たすこと。

ア 代表企業及び構成員(代表企業以外に応募グループを構成する企業で事業者に出資を行う企業をいう。以下同じ。)である株主が、事業者の株主総会における全議決権の過半数を保有すること。なお、経常建設共同企業体(以下「経常JV」という。)は代表企業又は構成員として参加することは出来ないものとする。

イ 代表企業及び構成員を除く一の株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。

ウ 事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有し、警察庁及び国土交通省(以下、両者を総称して「国」という。)の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

応募にあたり、代表企業、構成員又は協力会社(代表企業及び構成員以外に応募グループを構成する企業で、事業者に出資は行わないが、事業開始後、事業者から直接業務を受託すること又は請負うことを予定している企業をいう。以下同じ。)のそれぞれは、3.(4)のアからウ、のアからウ及び アからエのいずれの業務に携わるかを明らかにすること。

なお、代表企業、構成員又は協力会社のうち一者が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないものとするが、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が、建設業務と工事監理業務とを兼ねることはできないものとする(「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。)。また、各業務は、代表企業、構成員又は協力会社の間で分担することは差し支えないものとする。

また、各業務における第三者への委託又は下請負人の使用については、事業契約書(案)に示す手続きに従うものとする。

代表企業、構成員又は協力会社の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までに限り、代表企業、構成員又は協力会社を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、その事情を検討のうえ国が認めた場合はこの限りではない。

代表企業、構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力会社でないこと。

当該応募グループの代表企業、構成員又は協力会社のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力会社でないこと。ただし、当該応募グループの協力会社と資本関係又は人的関係のある者が他の応募グループの協力会社である場合

を除くものとする。

上記の「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準に該当する場合をいうものとする。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについて子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又はbについて子会社の一方が、会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が継続中の会社である場合は除くものとする。

a 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が継続中の会社である場合は除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 代表企業、構成員又は協力会社に共通の参加資格要件

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

本事業に係る業務に対応した予決令第72条の資格の認定を受けている者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく再認定を受けていること。）。

会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（上記の再認定を受けた者を除く。）。

入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「第一次審査資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止措置を受けていないこと。また、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱について」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱について」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていないこと。

近畿地方整備局が本事業に関する検討を委託したPwCアドバイザリー株式会社（協力事務所として東京青山・青木・狛法律事務所ベーカー＆マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）、株式会社日建設又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

16.(2)に定める有識者委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(3) 設計企業の参加資格要件

設計業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「設計企業」という。）は、次の から までの要件を満たすこと。

近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る平成21・22年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

第一次審査資料の提出期限の日から事業契約締結までの期間に、大阪府建設工事等入札参加停止要綱の規定による入札参加停止措置を受けていないこと。また、大阪府建設工事等入札参加停止要綱別表に掲げる行為を行っていないこと。

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

設計業務を複数の設計企業が分担して行う場合は、いずれの企業も上記 から を満たしている者であること。

また、設計業務を分担する場合の「分担業務分野」の分類は次のアからオによること。ただし、入札参加希望者においてこれら以外にランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建築物の視覚的要素のデザインその他の独立した専門的分野を追加することは差し支えないものとする。その場合は、新たに追加する分担業務分野、当該分野の具体的な業務内容、当該分野を追加する理由及び主任担当技術者の経歴を明確にするものとする。

- ア 建 築 建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（国土交通省告示15号（平成21年1月））における「別添一」1設計に関する標準業務「一」、「二」及び「三」（以下「標準業務」という。）における(1)総合。
- イ 構 造 標準業務における(2)構造。
- ウ 電気設備 標準業務における(3)設備（ ）電気設備。
- エ 機械設備 標準業務における(3)設備（ ）給排水設備、（ ）空調換気設備及び（ ）昇降機等。
- オ 積 算 標準業務における(1)から(3)までに關する積算業務

なお、国土交通省告示第15号（平成21年1月）における建築物の用途は「研修所」（別添二建築物の類型 十二、建築物の用途等 第2類）とする。

次のアからカに示す業務を実施する管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。

また、上記 に示す分担業務分野以外の分野を追加する場合は、管理技術者の下で当該分野の担当技術者を統括する主任担当技術者を配置できることとし、当該分野の主任担当技術者は、以下の(3) 及び の要件を満たしていなければならないものとする。

- ア 管理技術者については、設計業務の技術上の管理及び統括に関する業務。
- イ 建築主任担当技術者については、標準業務における(1)の業務について管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。
- ウ 構造主任担当技術者については、標準業務における(2)の業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。
- エ 電気設備主任担当技術者については、標準業務における(3)（ ）の業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。
- オ 機械設備主任担当技術者については、標準業務における(3)（ ）（ ）（ ）までの業務に

ついて、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

カ 積算主任担当技術者については、標準業務における(1)から(3)までにに関する積算業務について、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書」(平成10年10月1日建設省厚契発第37号)第15条の定義による。

「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

標準業務における(1)から(3)までの業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

管理技術者及び建築主任担当技術者は同一の設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係(第一次審査資料の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係)があること。

管理技術者、建築主任担当技術者及び構造主任担当技術者は、一級建築士であること。また、電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者は、一級建築士又は建築設備士であること。

次のアからエに示す要件を満たす管理技術者並びに各主任担当技術者を配置できること。

ア 平成6年4月1日以降に、次のエに示す業務(施設の建設工事の完成、引渡し完了したものであって、基本設計及び実施設計(積算主任担当技術者は積算業務。)に携わったものに限る。)において、担当する業務分野の設計業務実績を有する管理技術者、建築主任担当技術者、構造主任担当技術者、電気設備主任担当技術者、機械設備主任担当技術者及び積算主任担当技術者であること。

イ 携わった実績については、次のエのうち、管理技術者並びに建築主任担当技術者、構造主任担当技術者及び積算主任担当技術者にあつてはAの、電気設備主任担当技術者にあつてはBの、機械設備主任担当技術者にあつてはCの項目に該当する実績を有していること。なお、海外での実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

ウ 管理技術者及び各主任担当技術者はそれぞれ1名とし、互いに兼務することは認めないこと。また、第一次審査資料提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないものとするが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならないものとする。

エ 実績要件

A 管理技術者、建築主任担当技術者、構造主任担当技術者又は積算主任担当技術者

a 建物用途 新築の研修施設、学校又は類似施設

なお、類似施設とは、視聴覚室、研修室、教室、研修関係宿泊室、ゼミ室、教員室及びこれらに類する室(これらに準ずる室及びこれに付随する共用部分を含む。)が当該施設の延べ床面積の過半を超える施設。

b 構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

c 建物規模 延べ床面積20,000㎡以上

d 建築物の階数 地上3階以上

e 上記aからdまでは同一業務の実績であること。

B 電気設備主任担当技術者

a 建物用途 A aに同じ

b 建物規模 A cに同じ

c 建築物の階数 A dに同じ

d 工事種目 電灯設備及び火災報知設備

e 上記aからdまでは同一業務の実績であること。

C 機械設備主任担当技術者

a 建物用途 A aに同じ

b 建物規模 A cに同じ

- c 建築物の階数 A dに同じ
- d 工事種目 空気調和設備及び給排水設備
- e 上記 a から d までは同一業務の実績であること。

管理技術者及び各主任担当技術者は、実施設計完了までの間、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして国に承認された場合の外は、変更を認めないこと。

管理技術者及び各主任担当技術者の手持業務について、事業契約締結後以降、本施設等の引渡し日までの期間にわたって同時に携わる予定の設計業務（工事監理業務を除く。未契約であっても実施予定のものは含む。）の契約金額の合計が4億円未満かつ、本件を含めて10件未満であること。

(4) 建設企業の参加資格要件

建設業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「建設企業」という。）は、次のからまでの要件を満たすこと。

近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「建築工事」、「電気設備工事」及び「暖冷房衛生設備工事」に係る平成21・22年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

第一次審査資料の提出期限の日から事業契約締結までの期間に、大阪府建設工事等入札参加停止要綱の規定による入札参加停止措置を受けていないこと。また、大阪府建設工事等入札参加停止要綱別表に掲げる行為を行っていないこと。

次のアからウまでの各工事に携わる建設企業は、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度における一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、それぞれアからウまでに示す点数以上であること（上記の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に経営事項評価点数がそれぞれアからウまでに示す点数以上であること。）。

ア 建築工事 1,200点以上

ただし、整備対象施設のうち、生徒寮、射撃場又は道場・体育館のいずれか1棟を分担して施工を行う場合（以下「工区別分担施工」とい。）の当該建設企業（以下「工区別分担施工建設企業」という。）は、1,100点以上とする。

イ 電気設備工事 1,100点以上

ウ 暖冷房衛生設備工事 1,100点以上

下記アからエまでのいずれかの実績を有していること。

ただし、複数の建設企業が下記アからエまでの工事種別ごとに分担して行う場合は、各々分担する工事種別についての要件を満たすこと。

また、平成8年4月1日以降に完成した国土交通省大臣官房官庁営繕部（旧建設大臣官房官庁営繕部を含む。）又は各地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）で低入札価格調査制度調査対象工事（以下「低入札工事」という。）以外の工事にあつては、工事成績評定が65点未満でないことで実績とする。また、低入札工事にあつては工事成績評定が70点未満でないことで実績とする。

ア 平成6年4月1日以降に元請として完成・引渡し完了した下記AからCまでの要件を満たす工事の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること。

A 工事種別 建築工事

下記 a から e までの要件を満たす新築工事の躯体、外装及び内装を含む建築一式工事の

施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

a 建物用途 新築の研修施設、学校又は類似施設

なお、類似施設とは、視聴覚室、研修室、教室、研修関係宿泊室、ゼミ室、教員室及びこれらに類する室（これらに準ずる室及びこれに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ床面積の過半を超える施設

b 構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

c 建物規模 延べ床面積20,000㎡以上

d 階数 地上3階以上

e 上記aからdは同一工事の実績であること。

B 工事種別 電気設備工事

下記aからeまでの要件を満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

a 建物用途 A aに同じ。

b 工事種目 電灯設備

c 建物規模 A cに同じ。

d 階数 A dに同じ。

e 上記aからdは同一工事の実績であること。

C 工事種別 暖冷房衛生設備工事

下記aからeまでの要件を満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

a 建物用途 A aに同じ。

b 工事種目 空気調和設備

c 建物規模 A cに同じ。

d 階数 A dに同じ。

e 上記aからdは同一工事の実績であること。

イ 経常JVにおいては、当該経常JV構成員のうち1社が「同種工事の実績」を有し、その他の経常JV構成員は平成6年4月1日以降に元請として完成・引渡し完了した下記DからFまでの要件を満たす工事の施工実績（以下「その他経常JV構成員の実績」という。）を有すること。

D 工事種別 建築工事

下記aからeまでの要件を満たす新築工事の躯体、外装及び内装を含む建築一式工事の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

a 建物用途 新築の研修施設、学校又は類似施設

なお、類似施設とは、視聴覚室、研修室、教室、研修関係宿泊室、ゼミ室、教員室及びこれらに類する室（これらに準ずる室及びこれに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ床面積の過半を超える施設

b 構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

c 建物規模 延べ床面積 3,000㎡以上

d 階数 問わない

e 上記aからdは同一工事の実績であること。

E 工事種別 電気設備工事

下記aからeまでの要件を満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

a 建物用途 D aに同じ。

b 工事種目 電灯設備

- c 建物規模 D cに同じ。
- d 階 数 D dに同じ。
- e 上記 a から d は同一工事の実績であること。

F 工事種別 暖冷房衛生設備工事

下記 a から e までの要件を満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

- a 建物用途 D aに同じ。
- b 工事種目 空気調和設備
- c 建物規模 D cに同じ。
- d 階 数 D dに同じ。
- e 上記 a から d は同一工事の実績であること。

ウ 複数の建設企業が同一工事種別の事業を共同して行う場合は、建設企業の内 1 社が「同種工事の実績」を有し、その他の建設企業は「その他経常」V 構成員の実績」を有すること。

エ 「工区別分担施工」を行う場合は、建設企業のうち 1 社が「同種工事の実績」を有し、「工区別分担施工建設企業」は下記 G から I のうち該当する施設の施工実績を有すること。

G 生徒寮

工事種別 建築工事

下記 a から e までの要件を満たす新築工事の躯体、外装及び内装を含む建築一式工事の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

- a 建物用途 新築の集合住宅、宿泊施設又は類似施設
なお、類似施設とは、宿泊室及び寮室の合計面積（これらに準ずる室及びこれに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ床面積の過半を超える施設
- b 構 造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
- c 建物規模 延べ床面積 6,000㎡以上
- d 階 数 地上 3 階以上
- e 上記 a から d は同一工事の実績であること。

H 射撃場

工事種別 建築工事

下記 a から e までの要件を満たす新築工事の躯体、外装及び内装を含む建築一式工事の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

- a 建物用途 新築の体育館、屋内運動施設又は類似施設
なお、類似施設とは、体育館、屋内運動室、柔剣道室、屋内プール、観覧席及び更衣室の合計面積（これらに準ずる室及びこれに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ床面積の過半を超える施設
- b 構 造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
- c 建物規模 延べ床面積 2,000㎡以上
- d 階 数 問わない
- e 上記 a から d は同一工事の実績であること。

I 道場・体育館

工事種別 建築工事

下記 a から e までの要件を満たす新築工事の躯体、外装及び内装を含む建築一式工事の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

- a 建物用途 新築の体育館、屋内運動施設又は類似施設
なお、類似施設とは、体育館、屋内運動室、柔剣道室、屋内プール、観覧席及び更衣室の合計面積（これらに準ずる室及びこれに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ床面積の過半を超える施設

- b 構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
- c 建物規模 延べ床面積 3,000㎡以上
- d 階数 問わない
- e 上記 a から d は同一工事の実績であること。

次の要件を満たす監理技術者又は主任技術者を当該建設事業に専任で配置できること。

ただし、複数の建設企業が下記ア及びイにおいて工事種別ごとに分担して行う場合は、各々分担する工事種別についての要件を満たすこと。

第一次審査資料提出時点において、配置予定の監理技術者又は主任技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないものとするが、いずれの候補者についても下記の要件を満たしていなければならない。

ア 下記の資格を有すること。

A 工事種別 建築工事

一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

- a 一級建築士の免許を有する者
- b 国土交通大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者。

B 工事種別 電気設備工事

一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

- a 技術士（電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気・電子」又は「建設」とする者）に合格した者。）
- b 国土交通大臣が一級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者。

C 工事種別 暖冷房衛生設備工事

一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

- a 技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体力学」又は「熱工学」とするものに限る。）上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体力学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものに限る。）とするものに合格した者。
- b 改正前の技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者。
- c 一級管工事施工管理技士と同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

イ 下記の A から D のいずれかの工事の経験を有すること。

ただし、複数の建設企業が下記 A から C までの工事種別ごとに分担して行う場合は、各々分担する工事種別についての要件を満たすこと。

また、平成 8 年 4 月 1 日以降に完成した国土交通省大臣官房官庁営繕部（旧建設大臣官房官庁営繕部を含む。）又は各地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）で「低入札工事」以外の工事にあつては、工事成績評定が 65 点未満でないことが確認できるもの。また、低入札工事にあつては工事成績評定が 70 点未満でないことが確認できるもの。

A 平成 6 年 4 月 1 日以降に元請として完成・引渡し完了した下記 a から c までの要件を満たす工事の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有すること。

a 工事種別 建築工事

上記 ア A の要件を満たす工事の経験を有すること。

b 工事種別 電気設備工事

上記 ア B の要件を満たす工事の経験を有すること。

c 工事種別 暖冷房衛生設備工事

上記 アCの要件を満たす工事の経験を有すること。

B 経常JVにおいては、経常JV構成員の内1社の「配置予定技術者」が同種工事の経験を有すること。

C 複数の建設企業が共同して行う場合は、建設企業の内1社の「配置予定技術者」が同種工事の経験を有すること。

D 「工区別分担施工」を行う場合は、建設企業のうち1社の「配置予定技術者」が同種工事の経験を有し、「工区別分担施工建設企業」の「配置予定技術者」は上記エの該当する施設の要件を満たす工事の経験（以下「工区別分担施工の経験」という。）を有すること。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。

エ 直接的かつ恒常的な雇用関係（第一次審査資料の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係）があること。

(5) 工事監理企業の参加資格要件

工事監理業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「工事監理企業」という。）は、次の から までの要件を満たすこと。

近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る平成21・22年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

第一次審査資料の提出期限の日から事業契約締結までの期間に、大阪府建設工事等入札参加停止要綱の規定による入札参加停止措置を受けていないこと、大阪府建設工事等入札参加停止要綱別表に掲げる行為を行っていないこと。

建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して行う場合は、いずれの工事監理企業においても上記 から を満たしている者であること。

次のアからエまでに示す業務を実施する工事監理者及び各監理主任技術者を配置できること。

なお、各監理主任技術者の分担する業務内容は、次に関する業務を総括し、工事監理者を補助する業務とする。

ア 工事監理者については、建築基準法（昭和25年法律201号）第5条の4第4項に規定する業務及び統括に関する業務。

イ 建築監理主任技術者については、標準業務における(1)総合に関する実施設計図書に基づく工事監理。

ウ 構造監理主任技術者については、標準業務における(2)構造に関する実施設計図書に基づく工事監理。

エ 電気設備監理主任技術者については、標準業務における(3)設備（ ）電気設備に関する実施設計図書に基づく工事監理。

オ 機械設備監理主任技術者については、標準業務における(3)設備（ ）給排水衛生設備、（ ）空調換気設備および（ ）昇降機等に関する実施設計図書に基づく工事監理。

工事監理者、建築監理主任技術者、構造監理主任技術者、電気設備監理主任技術者及び機械設備監理主任技術者は、工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

工事監理者、建築監理主任技術者、構造監理主任技術者は一級建築士であること。また、電気設備監理技術者及び機械設備監理技術者は、一級建築士又は建築設備士であること。

工事監理者、建築監理主任技術者、構造監理主任技術者、電気設備監理主任技術者及び機械設備監理主任技術者は、平成6年4月1日以降に、完成・引渡しが完了した次のアからウの要件を満たす新築工事の工事監理実績を有することとし、工事監理者の実績については、建築基準法第5条の4第2項に規定する工事監理者としての実績であること。

なお、各監理主任技術者のそれぞれについて複数名とすることは支障ないものとするが、工事監理者及び各監理主任技術者の兼務はいずれも認めないものとする。

また、第一次審査資料提出時点において、工事監理者又は各監理主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないものとするが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならないものとする。

ア 工事監理者及び建築監理主任技術者、構造監理主任技術者については、上記(3) エAの要件を満たす者であること。

さらに、工事監理者については、新築工事の躯体、外装、内装を含むほか、電灯設備、火災報知設備、空気調和設備、給排水設備及び昇降機設備のいずれもシステム一式を含むこと。

また、建築監理主任技術者については、躯体、外装及び内装を含むこと。

イ 電気設備監理主任技術者については、上記(3) エBに示す要件を満たす者であること。また、上記(3) エB dに示す工事種目の全てのシステム一式を含むこと。

ウ 機械設備監理主任技術者については、上記(3) エCに示す要件を満たす者であること。また、上記(3) エC dに示す工事種目の全てのシステム一式を含むこと。

工事監理者及び各監理主任技術者は、施設整備業務の完了までの間、病気・死亡・退職等きわめて特別な場合でやむを得ないとして国に承認された場合の外は、変更を認めないこと。

(6) 維持管理企業の参加資格要件

維持管理業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「維持管理企業」という。）は、次の から までの要件を満たすこと。

平成19・20・21年度一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査において、資格の種類が「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」であり、競争参加地域が「近畿」で「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。

維持管理業務を行うにあたって必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。

維持管理業務を複数の企業で分担する場合は、いずれの企業においても上記 及び の要件を満たしていること。

(7) 運営企業の参加資格要件

運営業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「運営企業」という。）は、次の から までの要件を満たすこと。

平成19・20・21年度一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査において、資格の種類が「役務の提供等（その他）」であり、競争参加地域が「近畿」で「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。

第一次審査資料の提出期限の日から事業契約締結までの期間に、大阪府物品・委託役務関係入札参加停止要綱の規定による入札参加停止措置を受けていないこと。

運営業務を行うにあたって必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。

運営業務を複数の企業で分担する場合は、いずれの企業においても上記 から の要件を満たしていること。

食堂の運營業務に携わる運営企業について、次の業務実績があること。

- ・ 同一の施設に関して、「大量調理施設衛生管理マニュアル」(厚生労働省 平成9年3月24日衛食第85号別添)が適用される調理施設(同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設)を過去5年間(平成16年度から平成20年度)において3年以上にわたり運営した経験を有するものとする。

5. 担当部局

〒540-8586 大阪府大阪府中央区大手前1-5-44
大阪合同庁舎第1号館8階
国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約課 契約第二係
電話 06-6942-1141(代)

6. 競争参加資格の確認(第一次審査)等

- (1) 入札参加希望者は、本件入札に参加することを表明し、4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、第一次審査資料を提出し、支出負担行為担当官 国土交通省近畿地方整備局長より競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。入札参加表明書において、4.(2)、(3)、(4)、(5)、(6)又は(7)の認定等を受けていない企業を含む者においても、次に従い参加表明書等を提出することができる。この場合において、4.(2)及び から までに掲げる要件を満たしており、かつ、4.(3)、(4)、(5)、(6)又は(7)の認定等を受けていない企業にあっては、それぞれ4.(3) から まで、(4) から まで、(5) から まで(6)及び 又は(7) から までに掲げる要件を満たしているときは開札の時に上記企業が4.(2)、(3)、(4)、(5)(6)又は(7)に掲げる要件を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に上記の企業がこれらの要件を満たしていなければならない。なお、期限までに参加表明書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加することができない。

提出期間： 平成21年7月16日(木)から平成21年8月19日(水)まで。
土曜日及び日曜日・祝日を除く毎日、午前9時30分から午後5時00分まで。

提出場所： 5.に同じ。

提出方法： 参加表明書等の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (2) 提出書類は、「大阪府警察学校整備等事業 提出書類の様式集及び記載要領」(以下「記載要領」という。)(資料)に従い作成すること。
- (3) 4.(3) の設計の実績、4.(4) の施工の実績、4.(4) の施工の経験及び4.(5) の工事監理の実績の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等及び建設業者にあっては、我が国における設計の実績、工事の施工実績及び施工経験、並びに工事監理の実績をもって行う。
- (4) 競争参加資格の確認は、参加表明書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成21年9月11日(金)までに通知する。
- (5) 競争参加資格確認後は、代表企業、応募グループの構成員又は協力会社の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めないものとする。ただし、やむを得ない事情が生じ、応募グル

ープの代表企業、構成員又は協力会社を入札書及び第二次審査資料提出日までに変更又は追加しようとする者にあつては、国と事前協議を行い、国の承諾を得るとともに、変更又は追加後において4. に掲げる競争参加資格を有することが確認できる場合（当該変更又は追加しようとする企業が、4. (2) 、(3) 、(4) 、(5) 、(6) 又は(7) の認定等を受けていない企業（当該認定等に係る申請を行ったことを確認できる企業に限る。）である場合は、当該企業が、4. (2) 及び から までに掲げる要件を満たしており、かつ、4. (3) 、(4) 、(5) 、(6) 又は(7) の認定等を受けていない企業にあつては、それぞれ4. (3) から まで、(4) から まで、(5) から まで、(6) 及び 又は(7) から までに掲げる要件を満たし、落札の時に当該企業が4. (2) 、(3) 、(4) 、(5) 、(6) 又は(7) に掲げる要件を満たしていることを条件とする。）に限り、応募グループの代表企業、構成員又は協力会社の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更をすることができるものとする。

なお、この場合においては、速やかに構成員等変更届を記載要領に定めるところに従い提出すること。

(6) その他

参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

支出負担行為担当官は、提出された参加表明書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

提出された参加表明書等は、落札者決定後、落札者以外の入札参加希望者から提出されたものについては返却する。

(5)ただし書きに該当する場合を除き、提出期限以降における参加表明書等の差し替え及び再提出は認めない。したがって、入札参加希望者は、記載要領を熟読し、脱漏・不備等が無いよう特段の注意を払い、参加表明書等を作成すること。

参加表明書等に関する問い合わせ先 5. に同じ。

ただし、4. (3)から(7)に係る事項に関する問い合わせ先は、以下とする。

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1 - 5 - 44

大阪合同庁舎第1号館5階

国土交通省 近畿地方整備局 営繕部 計画課

電話 06-6942-1141 (代)

7. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求められることができる。

提出期限： 平成21年9月25日（金）

提出場所： 5. に同じ。

提出方法： 書面の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成21年10月9日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8. 本入札説明書に対する質問

- (1) 本入札説明書に対する質問（実施方針等に記載があつて本入札説明書に記載がない事項に関する質問を含む。）がある場合は、記載要領に従い質問書を提出すること。

提出期間： 平成21年7月16日（木）から平成21年7月30日（木）まで。
持参する場合は、上記期間の土曜日及び日曜日・祝日を除く毎日、午前9時30分から午後5時00分まで。

提出場所： 5. に同じ。
電子メールによる場合のメールアドレス：osakafukei-pfi@kkr.mlit.go.jp

提出方法： 持参、郵送（書留郵便に限る）、電子メールのいずれかにより、期限までに必着するように提出すること。

なお、持参又は郵送する場合は、Microsoft Excel（バージョン2002以前）で作成した質問書が記録された電子ファイルを3.5インチFDに保存して提出するものとし、電子メールによる場合は、当該電子ファイルを電子メールに添付して送付する。ただし、電子メールの場合は、質問者の責任において着信を確認する。

また、回答を受ける担当者の部署、氏名、電話及びFAX番号、メールアドレスを必ず記載すること。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供するとともに国土交通省近畿地方整備局（URL：http://www.kkr.mlit.go.jp/build/_contribution/osakafukei/index.html）のホームページに掲載する。

期間： 平成21年9月11日（金）から平成21年10月20日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時15分から午後6時00分まで。

場所： 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎 第1号館
近畿地方整備局 新館2階 契約情報コーナー
電話 06-6942-1141（代）

- (3) 本入札説明書に添付する資料のうち一部は、ホームページに掲載せず、別添1「業務要求水準書の添付資料等を収録したCD-ROMの貸与について」の要領にて貸与するので参照すること。

9. 既存施設の現地確認について

別添2「既存の「大阪府警察学校」施設の現地確認について」を参照すること。

10. 入札書及び第二次審査資料の提出

競争参加資格の確認を受けた入札参加者は、入札書及び本事業に関する提案内容を記載した第二次審査資料を提出すること。

なお、以下の提出日時までに入札書及び第二次審査資料を提出しない者は本競争に参加することができない。

- (1) 提出日時： 平成21年10月21日（水）午後2時00分
（なお、郵送による提出の場合は、上記日時に必着させること。）

提出場所： 5. に同じ。

- (2) 提出方法： 持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。電送による提出は認めないものとする。

11. 入札方法等

(1) 入札方法

入札参加者は、本入札説明書及び本入札説明書に対する質問・回答を熟覧のうえ、入札書を提出しなければならない。

入札書は持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。電送による入札は認めない。

入札書は、記載要領に従い作成し、封かんのうえ、入札参加者の氏名（グループ名及び代表企業の氏名）を表記し、入札公告に示した時刻までに、入札書を提出しなければならない。

郵送（書留郵便に限る。）により入札書を提出する場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、近畿地方整備局総務部契約課契約第二係宛の親展（書留）で提出しなければならない。

上記の入札書は入札公告に示した時刻までに到着しないものは無効とする。

入札書を提出するに当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参しなければならない。ただし、郵送による入札の場合は、当該通知書の写しを表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

入札参加者は、代理人（入札参加者により完成された入札書を伝達する使者は含まない。）をして入札させるときは、その委任状を記載要領に従い作成し、提出場所に持参させなければならない。ただし、郵便による入札の場合は、上記と同様に委任状を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

入札参加者は、予決令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人にすることができない。

(2) 入札の辞退

競争参加資格の確認を受けた者は、入札執行の完了（入札書及び第二次審査資料の提出をいう。）に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合、以下に掲げるところにより、申し出るものとする。

入札執行前にあつては、記載要領に定める「入札辞退届」を5. の場所に直接持参、又は郵送（入札書及び第二次審査資料の提出日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

入札執行中にあつては、「入札辞退届」又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

(3) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について如何なる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(4) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(5) 入札価格の記載

入札価格の算定方法については、「大阪府警察学校整備等事業 事業費の算定及び支払方法」(以下「事業費の算定及び支払方法」という。)(資料)を参照すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額を入札書に記載すること。

また、事業費の算定及び支払方法中、2.事業費の内訳における施設費割賦手数料、解体撤去費割賦手数料、維持管理費及びその他の費用については、下記に示す予算額を上限とした内訳とすること。

項目別内訳

項目	予算額(百万円)
施設費割賦手数料	5,099
解体撤去費割賦手数料	
維持管理費	
その他の費用	

(6) 入札執行回数

入札執行回数は、原則として2回を限度とする。なお、2回目の入札の執行は、支出負担行為担当官が指定する日時に行う。

12. 第二次審査資料等

(1) 第二次審査資料は、記載要領に定めるところに従い作成すること。

(2) 第二次審査資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 第二次審査資料の取扱い・著作権

著作権

第二次審査資料の著作権は、入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他国及び府が必要と認めるときは、国及び府は第二次審査資料の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の第二次審査資料については、本事業の公表以外については使用せず、落札者決定後、落札者以外の入札参加者の第二次審査資料については返却する。

特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

(4) 国が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 複数の提案を行うことはできない。

(6) 第二次審査資料提出後は、第二次審査資料の変更はできない。

(7) 第二次審査資料に関する問い合わせ先

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44

大阪合同庁舎第1号館5階

国土交通省 近畿地方整備局 営繕部 計画課

電話 06-6942-1141(代)

13. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 納付。

国は、事業契約に基づいて事業者が実施する施設整備業務の履行を確保するため、国及び大阪府に対する以下の から までのいずれかの方法による事業契約の保証を求めることを予定している。

「会計法」(昭和22年法律第35号、以下「会計法」という。)第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付

会計法第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供

ア 契約保証金に変わる担保となる有価証券の提供

イ 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社(「公共事業の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律184号)」第2条第4項に規定する保証事業会社を言う。)の保証

会計法第29条の9第1項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供

ア 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する額の10分の1以上とする。

14. 開札

(1) 日 時：平成21年12月11日(金)午後2時

(2) 場 所：〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44
国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約課 入札室

(3) その他：入札参加者(応募グループの代表企業)又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

15. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(1) 入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札書提出後開札の時までに4.に掲げる資格を失ったもの、開札の時に4.に掲げる資格のないもの、若しくは開札後事業契約締結までに4.(3)、(4)、(5)又は(7)に掲げる資格を失ったもの、は、競争参加資格のない者に該当する。

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 「入札参加表明書」に記載された応募グループの代表企業以外の者のした入札

(4) 「入札参加表明書」その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札

(5) 記名押印を欠く入札

(6) 金額を訂正した入札

(7) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札

(8) 明らかに連合によると認められる入札

- (9) 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (10) その他本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

16. 落札者の決定方法等

(1) 落札者の選定方式

国は、価格及びその他の条件が国にとって最も有利な事業計画を提案した者を選定する総合評価落札方式（会計法第29条の6、予決令第91条第2項）により事業者を選定する。また、本事業は、政府調達協定（「1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定」をいう。）の対象であり、事業者の選定手続については、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）が適用される。

(2) 事業者の選定体制

国は、事業者の選定にあたり、PFI法第8条に定める客観的な評価を行うため、国土交通省近畿地方整備局内に平成21年2月24日付けで設置した「大阪府警察学校整備等事業有識者委員会」（以下「有識者委員会」という。）において、入札参加者が提案する事業計画に対する評価についての調査審議を委ね、国は有識者委員会の調査審議結果を受けて、総合評価落札方式により事業者を選定する。

有識者委員会の委員構成は以下のとおり。

委員長	齊藤 慎	大阪大学大学院 経済学研究科 教授
委員	相良 和伸	大阪大学大学院 工学研究科 地球総合工学専攻 教授
委員	甲斐 良隆	関西学院大学専門職大学院 経営戦略研究科 教授
委員	嘉名 光市	大阪市立大学大学院 工学研究科 都市系専攻 准教授
委員	古阪 秀三	京都大学大学院 工学研究科 建築学専攻 准教授

(3) 落札者の選定方法

国は、以下の手順により本事業の実施に携わる事業者を選定する。

第一次審査

第一次審査は、入札参加希望者が、本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、本入札説明書に定める資格及び実績の有無について確認する。

国は、入札参加希望者が提出した第一次審査資料について、資料作成の不備の有無、本入札説明書に示す競争参加資格要件の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び競争参加資格が無いと認められる者を欠格とする。

なお、第一次審査の結果は、第二次審査資料を提出できる有資格者を選定するものであり、第一次審査の結果は第二次審査に影響を与えない。

第一次審査の結果、競争参加資格が有ると認められた入札参加希望者（本入札説明書において「入札参加者」という。）は、第二次審査資料を提出することができる。

第二次審査

第二次審査は、総合評価落札方式により民間事業者を選定するため、入札参加者が策定した事業計画の提案内容を評価するものであり、「大阪府警察学校整備等事業 事業者選定基準」（以下「事業者選定基準」という。）（資料 ）に定める評価項目及び得点配分により評価する。

国は、入札参加者が提出した第二次審査資料について、資料作成の不備の有無を確認し、入札参加者が策定した事業計画の評価についての調査審議を有識者委員会に委ねる。

事業計画の提案内容の評価は、事業者選定基準に定める各評価項目について、事業者選定基準を満たしているものには基礎点を得点として与え、更に、事業者選定基準を超える部分について評価に応じた得点を付与する。

国は、事業計画の提案内容の評価に関する有識者委員会の調査審議結果の報告に基づき、資

料作成の不備がある提案、及び基礎点を得られない評価項目がある提案を不採用とする。

なお、審査過程において第二次審査資料を提出した入札参加者にヒアリングを実施する。なお、ヒアリングの日時は追って通知する。

開札

国は、採用となった事業計画を提案した入札参加者による入札価格と予定価格を比較し、入札価格が予定価格の範囲内にある提案について総合評価を行う。

なお、開札した全ての入札価格が予定価格を超えている場合は、入札参加者が策定した入札書及び第二次審査資料（以下「事業提案」という。）の変更を行ったうえで、再度入札を行う。

総合評価

ア 入札参加者は事業提案をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、以下のイによって得られる基礎点と評価点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

イ 入札参加者からの事業提案を事業者選定基準に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。

A 事業提案が業務要求水準（必須項目）をすべて充足しているかについて審査を行い、審査結果において事業提案がすべての業務要求水準（必須項目）を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しない若しくは記載のない場合は不合格とする。

なお、適格者については、基礎点（600点）を付与する。

B 事業提案のうち国が特に重視する項目（加点項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて評価点（最高点400点）を付与する。

ウ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

入札結果の公表

入札結果は、落札者の選定後速やかに入札参加者に対して通知するとともに、官報掲載及び国土交通省近畿地方整備局のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、PFI法第8条に規定する客観的評価については、国が選定された民間事業者と基本協定書を締結した後に公表する。

17. 基本協定の締結

落札者は、落札決定後7日以内に、国（支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 木下誠也、支出負担行為担当官 大阪府警察会計担当官 植松信一及び契約担当官 近畿地方整備局長 木下誠也）を相手方として、「大阪府警察学校整備等事業 基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）（資料 ）により、基本協定を締結しなければならない。ただし、国の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

18. 特別目的会社の設立等

落札者は、本事業を実施するため、会社法に定める株式会社として特別目的会社（事業者）を契約締結時までに設立するとともに、落札者又は落札者たるグループの全構成員（以下「落札者等」という。）は、当該特別目的会社に対して出資するものとする。

なお、落札者等の特別目的会社に対する出資に関する詳細については、基本協定書（案）を参照すること。

19. 事業契約の締結

(1) 契約書作成の要否等

事業契約書（案）により、作成するものとする。

(2) 事業契約の締結

事業者は、落札決定後平成 22 年 3 月 31 日までに、国（支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 木下誠也、支出負担行為担当官 大阪府警察会計担当官 植松信一及び契約担当官 近畿地方整備局長 木下誠也）を相手方として、事業契約書（案）により事業契約を締結しなければならない。ただし、国の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

(3) 契約金額

契約金額は、落札者が入札書に記載された金額とする。

20. 手続における交渉の有無

無

21. 支払条件

事業費の算定及び支払方法を参照すること。

22. 建設工事保険等付保の要否

「事業者等が付す保険等」(資料 - 4)を参照すること。

23. 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

無

24. 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成 7 年 12 月 14 日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府調整局政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局、電話 03-3581-0381（直通））に対して苦情を申立てることができる。

25. 関連情報を入手するための照会窓口

5. に同じ。

26. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加希望者は、本入札説明書を熟読し、かつ、遵守すること。
- (3) 入札をした者は、入札後、本入札説明書についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。
- (5) 事業提案については、その後の他の事業において、その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で使用できる者とする。ただし、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある提案についてはこの限りでない。
- (6) 事業提案を認めることにより、選定事業者の責任が軽減されるものではない。

27. 添付書類

本入札説明書の添付資料は次のとおりである。

- 資料 大阪府警察学校整備等事業 事業契約書（案）
- 1 「国有財産無償貸付契約書及び府有財産無償転貸借契約書の書式」

- 2 「国有財産使用許可申請書及び国有財産使用許可書の書式」
 - 3 「三者覚書（案）」
 - 4 「事業者等が付す保険等」
 - 5 「業績等の監視及び改善要求措置要領」
- 資料 大阪府警察学校整備等事業 業務要求水準書
- 資料 大阪府警察学校整備等事業 提出書類の様式集及び記載要領
- 資料 大阪府警察学校整備等事業 事業費の算定及び支払方法
- 資料 大阪府警察学校整備等事業 事業者選定基準
- 資料 大阪府警察学校整備等事業 基本協定書（案）
- 別添 1 業務要求水準書の添付資料等を収録したCD-ROMの貸与について
- 別添 2 既存の「大阪府警察学校」施設の現地確認について